

平成26年

上砂川町議会議録

第4回 定例会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1

第 1 号（12月17日）

議事日程	2
会議録署名議員	2
開会の宣告	2
開議の宣告	3
会議録署名議員指名について	3
会期決定について	3
諸般の報告	3
斎藤勝男の第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告	3
斎藤勝男の第2回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告	3
議長の第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告	4
議長の石狩川流域下水道組合議会第2回定例会結果報告	4
議長の第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告	4
例月出納検査結果報告（9・10・11月分）	4
認定第 1号 平成25年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について（認定）	4
認定第 2号 平成25年度上砂川町水道事業会計決算認定について（認定）	4
町長行政報告	5
教育長教育行政報告	5
議案第40号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について	6
議案第41号 上砂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	6
議案第42号 上砂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	6
議案第43号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	8
議案第44号 平成26年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）	8
議案第45号 平成26年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）	11
議案第46号 平成26年度上砂川町水道事業会計補正予算（第3号）	12
休会について	13
散会の宣告	13

第 2 号 (12月19日)

議事日程	1 4
会議録署名議員	1 4
開議の宣告	1 4
会議録署名議員指名について	1 4
一般質問	1 4
高橋成和	1 4
企画振興課長 浅利基行	1 6
企画振興課技師長 佐藤康弘	1 7
副町長 林智明	1 9
伊藤充章	1 9
企画振興課技師長 佐藤康弘	2 0
川岸清彦	2 1
福祉課長 西村英世	2 1
議案第 4 0 号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について (原案可決)	2 2
議案第 4 1 号 上砂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について (原案可決)	2 2
議案第 4 2 号 上砂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について (原案可決)	2 2
議案第 4 3 号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)	2 2
議案第 4 4 号 平成 2 6 年度上砂川町一般会計補正予算 (第 4 号) (原案可決)	2 2
議案第 4 5 号 平成 2 6 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) (原案可決)	2 2
議案第 4 6 号 平成 2 6 年度上砂川町水道事業会計補正予算 (第 3 号) (原案可決)	2 2
調査第 4 号 所管事務調査について (許可)	2 4
派遣第 2 号 議員派遣承認について (承認)	2 4
追加日程について	2 4
意見書案第 1 5 号 地域の中小企業振興策を求める意見書 (原案可決)	2 5
年末挨拶	2 6
閉会の宣告	2 9

出席議員

議席 番号	氏 名	4 定	
		12.17	12.19
1	伊藤充章	○	○
2	川岸清彦	○	○
3	吉川洋	○	○
4	斎藤勝男	○	○
5	数馬尚	○	○
6	高橋成和	○	○
7	横溝一成	○	○
8	大内兆春	○	○
9	堀内哲夫	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	4 定	
		12.17	12.19
町 長	奥山光一	○	○
副町長	林智明	○	○
教育長	飯山重信	○	○
教育委員長	栗原順道	○	×
監査委員	横林典夫	○	○
監査事務局長	中島隆行	○	○
総務課長	米田淳一	○	○
企画振興課長	浅利基行	○	○
住民課長	渡辺修一	○	○
福祉課長	西村英世	○	○
税務出納課長	永井孝一	○	○
教育次長	前田厚	○	○
企画振興課 技師長	佐藤康弘	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	4 定	
		12.17	12.19
議会事務局長	中島隆行	○	○
書記	三上美知子	○	○

平成 2 6 年

上砂川町議会第 4 回定例会会議録（第 1 日）

1 2 月 1 7 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午前 1 0 時 5 3 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
第 2 会期決定について
1 2 月 1 7 日～1 2 月 1 9 日
3 日間
第 3 諸般の報告
1) 議会政務報告
2) 第 2 回砂川地区保健衛生組合議
会定例会結果報告（斎藤議員）
3) 第 2 回砂川地区広域消防組合議
会定例会結果報告（斎藤議員）
4) 第 2 回中空知広域市町村圏組合
議会定例会結果報告（議長）
5) 石狩川流域下水道組合議会第 2
回定例会結果報告（議長）
6) 第 2 回中・北空知廃棄物処理広
域連合議会定例会結果報告（議
長）
7) 例月出納検査結果報告（9・1
0・1 1 月分）
第 4 認定第 1 号 平成 2 5 年度上砂川
町一般会計及び特別会計決算認定に
について
第 5 認定第 2 号 平成 2 5 年度上砂川
町水道事業会計決算認定について
※ 決算特別委員会委員長報告
第 6 町長行政報告
第 7 教育長教育行政報告
第 8 議案第 4 0 号 上砂川町特定教育・
保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例制定

について

- 第 9 議案第 4 1 号 上砂川町家庭的保育
事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例制定について
第 1 0 議案第 4 2 号 上砂川町放課後児童
健全育成事業の設備及び運営に関す
る基準を定める条例制定について
第 1 1 議案第 4 3 号 上砂川町重度心身障
害者及びひとり親家庭等医療費の助
成に関する条例の一部を改正する条
例制定について
第 1 2 議案第 4 4 号 平成 2 6 年度上砂川
町一般会計補正予算（第 4 号）
第 1 3 議案第 4 5 号 平成 2 6 年度上砂川
町下水道事業特別会計補正予算（第
3 号）
第 1 4 議案第 4 6 号 平成 2 6 年度上砂川
町水道事業会計補正予算（第 3 号）
※ 議案第 4 0 号～第 4 6 号まで
は、提案理由・内容説明までとす
る。

○会議録署名議員

8 番 大 内 兆 春
1 番 伊 藤 充 章

◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただ
いまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成26年第4回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

(開会 午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、8番、大内副議長、1番、伊藤議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの3日間をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月19日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（堀内哲夫） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しておりますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告について報告を求めます。斎藤議員。

○4番（斎藤勝男） 私のほうからは、砂川地区保健衛生組合議会と砂川地区広域消防組合議会の2点についてご報告を申し上げます。

1点目でございます。平成26年第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会について報告いたします。

日時につきましては、平成26年11月28日金曜日午後2時からでございます。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。議件につきましては、議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 平成25年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を求めることについて、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（北海道市町村職員退職手当組規約の一部変更について）、報告第1号 事務報告書の提出について、報告第2号 定期監査報告、報告第3号 例月出納検査報告。

結果につきましては、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

2点目でございます。平成26年第2回砂川地区広域消防組合議会定例会について報告いたします。

日時につきましては、平成26年11月28日金曜日午後3時からでございます。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。議件につきましては、議案第1号 砂川地区広域消防組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 平成25年度砂川地区広域消防組合会計決算の認定を求めることについて、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（北海道市町村職員退職手当規約の一部変更について）、報告第1号 監査報告、報告第2号 例月出納検査報告。

結果につきましては、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

なお、関係書類につきましては事務局に保管しておりますので、ご参照いただきます。

以上、まとめてご報告させていただきました。
以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告と石狩川流域下水道組合議会第2回定例会結果報告について、また第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告について私から行います。

初めに、中空知広域市町村圏組合議会について報告します。

日時でございますけれども、平成26年11月27日午前10時。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件でございます。報告第1号 専決処分について（北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について）、報告第2号 定期監査報告について、報告第3号 例月現金出納検査報告について、認定第1号 平成25年度中空知広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号

平成25年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成25年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成25年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

結果でございますけれども、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

次、石狩川流域下水道組合議会について報告いたします。

日時でございますけれども、平成26年11月26日午前11時。

場所は、滝川市議会議場でございます。

議件、報告第1号 専決処分について（北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について）、報告第2号 継続費精算報告について、報告第3号 定期監査報告について、報告第4号 例月現金出納検査報告について、報告第5号 平成25年

度決算に係る資金不足比率について、議案第1号 平成26年度石狩川流域下水道組合一般会計補正予算（第1号）、認定第1号 平成25年度石狩川流域下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

以上、慎重審議の結果、各議件とも原案のとおり可決されました。

次、中・北空知廃棄物処理広域連合議会について報告いたします。

日時でございますけれども、平成26年11月27日午後1時半。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議案第1号 中・北空知廃棄物処理広域連合監査委員の選任について、識見を有する者、歌志内市、上田正昭氏、認定第1号 平成25年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、報告第1号 監査報告について、報告第2号 例月現金出納検査報告について。

結果、以上慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

なお、関係書類につきましては事務局に保管しております。

次、例月出納検査結果報告を行います。本件につきましては、お手元に配付の報告書の9、10、11月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎認定第1号 認定第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第4、認定第1号 平成25年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、日程第5、認定第2号 平成25年度上砂川町水道事業会計決算認定について議題といたします。

本件につきましては、決算特別委員会を設置いたしまして、それぞれ付議しており、その審査の結果報告書が議長の手元に提出されておりますので、この際2件を一括して決算特別委員長より報

告を求め、その後それぞれ採決してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

本件について委員長の報告を求めます。数馬委員長。

○決算特別委員長（数馬 尚） それでは、決算特別委員会の審査報告をいたします。

本決算特別委員会に付託されました案件について審査の結果、報告書どおり結論を得ましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議件は、認定第1号 平成25年度上砂川町一般会計及び特別会計（国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、土地取得事業特別会計、下水道事業特別会計）決算認定についてと認定第2号 平成25年度上砂川町水道事業会計決算認定についてであります。

審査の経過は、平成26年9月17日の第3回上砂川町議会定例会において付託になりました全議件について、去る11月13日、14日の2日間にわたり本特別委員会を開催し、地方自治法の規定に基づき提出された決算書並びに関係書類により、所管課長等から説明聴取し、慎重に審査を行いました。

審査の結果は、認定第1号 平成25年度上砂川町一般会計及び特別会計決算と認定第2号 平成25年度上砂川町水道事業会計決算は、それぞれ原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（堀内哲夫） ただいま決算特別委員長より、認定第1号及び認定第2号についてそれぞれお手元に配付してありますように報告書をもって報告がございました。

本件については全員により審議されておりますので、この際質疑、討論を省略し、採決してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。認定第1号について、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成25年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定については、委員長報告どおり原案を認定することに決定いたしました。

次、認定第2号について、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 平成25年度上砂川町水道事業会計決算認定については、委員長報告どおり原案を認定することに決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第6、町長の行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします平成26年第3回定例会から本定例会までの町政執行上の事項について、特にご報告申し上げることはございませんが、町内外の行事、会議等につきましてはお手元に配付の報告書のとおりでありますので、ごらんをいただきまして、町長行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第7、教育長の教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育長行政報告を申し上げます。

平成26年第3回定例会から本定例会まで、特に

報告する事項がありませんので、町内外の主要な行事、会議につきましてはお手元に配付しております行政報告書をごらんいただき、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告並びに教育長の教育行政報告を終わります。

◎議案第40号 議案第41号 議案第42号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第8から日程第10、議案第40号、議案第41号並びに議案第42号は関連性がありますので、一括議題とし、提案理由及び内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、日程第8、議案第40号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について、日程第9、議案第41号 上砂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、日程第10、議案第42号 上砂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました議案第40号、議案第41号並びに議案第42号について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

初めに、議案第40号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について。

上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定するものとする。

提案の理由といたしましては、子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため本条例を制定するものであること。

次に、議案第41号 上砂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について。

上砂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定するものとする。

提案の理由といたしましては、児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため本条例を制定するものであること。

続きまして、議案第42号 上砂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について。

上砂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定するものとする。

提案の理由といたしましては、児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため本条例を制定するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めますが、条例本文が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思いますので、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、条例本文の読み上げは省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第40号、議案第41号及び議案第42号について一括して内容の説明をさせていただきます。

お手元に配付しております資料ナンバー1をごらん願います。このたびの条例制定は、平成24年

度に子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援の新たな制度が創設され、住民に最も身近な自治体である市町村が実施主体となることから施設等の許可や運営基準等を定める3つの条例を制定するものでございます。

条例の趣旨及び目的でございますが、事業者が良質かつ適切な内容及び水準の教育、保育を提供することにより、全ての子供が健やかに成長するために適切な環境がひとしく確約されることを目指すもので、基準を定めることで児童が明るく衛生的な環境において心身ともに健やかに育成されることを保証するというものでございます。

条例制定の内容についてご説明いたします。初めに、(1)、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例でございます。新制度では、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可を受けた施設、事業者が施設型給付である認定こども園、幼稚園、保育所の開設や地域型保育給付である家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の給付を受けるに当たり、公費の支給対象事業者の運営に係る確認を行わなければならないことから、全ての市町村が運営基準を条例で定めるものでございます。

①、国が定める基準の主な内容につきましては、大きく3つに区分されており、利用に伴う手続等に関する基準では利用定員や利用申し込みの不当拒否の禁止など全部で5項目、教育、保育の提供に関する基準では利用者負担の徴収及び文書の交付、証明など3項目、管理、運営に関する基準では運営指針等の重要事項を定める運営規定の策定や非常災害時の対応など5項目が盛り込まれております。

次に、(2)、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準条例でございます。新制度では、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4事業が新たに市町村の認可事業として児童福祉法上に位置づけされたことから、これらの家庭的保育事業等について

国が定める基準に基づき全ての市町村が設備及び運営基準を条例で定めるものでございます。

①、家庭的保育事業等の4類型につきましては、②、国の定める基準も含めて説明させていただきます。家庭的保育事業は、一般的に保育ママと呼ばれる事業で保育者の自宅などで保育を行う事業で、5人まで保育することができ、ゼロ歳から2歳の子供、3人に1人の配置基準になっております。小規模保育事業は、保育園の分園型で小規模の施設で少人数を対象に保育を行う事業で、A、B、Cの3つに区分されており、利用定員はA型とB型は6人から19人で、C型は6人から10人、保育従事者はA型とB型はゼロ歳児が3人に1人、1歳児、2歳児は6人に1人、保育従事者の合計に1人を加えた数となり、C型は家庭的保育事業と同じゼロ歳から2歳の子供3人に1人の基準となっております。事業所内保育事業は、主に従業員の子供の保育を行う事業で、20人以上利用できる保育所型と19人以下の小規模型に分かれており、保育所型は保育園と小規模型は小規模保育園事業A型、B型と同じ基準となっております。居宅訪問型事業につきましては、利用者の自宅で1対1の保育を行うベビーシッターと呼ばれる事業でございます。

次に、(3)、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準でございます。新制度では、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するため、全ての市町村が放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例を制定するものでございます。

①、国が定める基準につきましては、1クラスおおむね40人以下に2名以上の職員を配置しなければならず、そのうち1名は保育士等の資格を有し、北海道の研修を終了した放課後児童支援員を配置することになり、設備に関する基準につきましては専用区画の面積は児童1人当たりおおむね1.65平方メートル以上となっております。施設の開設時間は、平日は3時間以上、休日は8時間以

上で、年間の開所日数は205日以上と決められており、その他の基準につきましては非常災害時の対応や虐待等の禁止、秘密保持、小学校との連携などが定められております。

これら3つの条例の運営基準につきましては、国と異なる基準とすべき特段の事業や地域性が認められないことから、国が定める基準のとおり条例を制定するものであります。

施行日は、いずれも子ども・子育て支援法の施行日であります平成27年4月1日でございます。

以上が条例の内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第43号

○議長（堀内哲夫） 日程第11、議案第43号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第43号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案の理由といたしましては、次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の公布に伴い、母子及び寡婦福祉法が改正されたことから本条例の一部を改正するものである。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第43号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の公布に伴い、母子及び寡婦福祉法の名称が母子及び父子並びに寡婦福祉法に変更されたことにより、上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正するものであります。

それでは、条例本文に入ります。上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成6年上砂川町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、第2号中「父子家庭であってひとり親家庭の母に準ずる男子をいう。」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって、生活保護法による保護を受けていない者のうち、前号ア又はイのいずれかに該当する者であること。」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第44号

○議長（堀内哲夫） 日程第12、議案第44号 平成26年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）に

ついて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第44号 平成26年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成26年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,165万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月17日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第44号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、13款国庫支出金1,093万円の追加で、2億2,092万円となります。

1 項国庫負担金965万円の追加で、1億3,893万5,000円となります。

2 項国庫補助金128万円の追加で、7,994万9,000円となります。

14款道支出金669万6,000円の追加で、1億1,382万5,000円となります。

1 項道負担金482万5,000円の追加で、9,364万4,000円となります。

3 項道委託金187万1,000円の追加で、1,121万2,000円となります。

20款繰越金567万4,000円の追加で、5,949万3,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が2,330万円の追加で、27億1,165万円となります。

2、歳出、1 款議会費47万円の追加で、4,278万7,000円となります。

1 項議会費、同額であります。

2 款総務費771万3,000円の追加で、1億4,223万4,000円となります。

1 項総務管理費177万8,000円の追加で、1億924万8,000円となります。

3 項戸籍住民基本台帳費406万4,000円の追加で、1,660万7,000円となります。

4 項選挙費187万1,000円の追加で、1,001万5,000円となります。

3 款民生費1,942万8,000円の追加で、6億2,259万3,000円となります。

1 項社会福祉費1,942万8,000円の追加で、5億5,748万5,000円となります。

4 款衛生費335万6,000円の追加で、2億4,879万5,000円となります。

1 項保健衛生費335万6,000円の追加で、1億3,570万7,000円となります。

8 款土木費207万5,000円の追加で、3億5,738万9,000円となります。

3 項住宅費207万5,000円の追加で、1億3,089万1,000円となります。

10款教育費155万8,000円の追加で、1億179万7,000円となります。

2 項小学校費155万8,000円の追加で、3,591万3,000円となります。

13款職員費1,130万円の減額で、4億8,899万5,000円となります。

1 項職員費、同額であります。

歳出合計が2,330万円の追加で、27億1,165万円となります。

事項別明細書、6ページ、歳出でございます。

このたびの補正予算につきましては、人勸及び異動に伴う人件費等の精査のほか、障害者自立支援医療費等を追加するものでございます。

3、歳出、議会費、議会費、1目議会費47万円の追加で、4,278万7,000円となります。人勸による人件費の精査でございます。

総務費、総務管理費、1目一般管理費177万8,000円の追加で、4,272万6,000円となります。4節共済費80万1,000円の追加は嘱託職員増によるもので、7節賃金につきましては臨時筆耕1名分97万7,000円を追加するものでございます。

総務費、戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費406万4,000円の追加で、1,660万7,000円となります。13節委託料は、社会保障・税番号システム導入業務として当初予算に概算額540万円を計上しておりましたが、国からシステムの内容が確認したことにより125万3,000円の追加と住基システム改修業務214万8,000円の追加は導入後7年が経過していることからネットワーク環境を改善するため改修するもので、19節負担金、補助及び交付金につきましては全国の番号制度の情報を管理する地方公共団体情報システム機構に対し負担金として66万3,000円を計上するものでございます。

総務費、選挙費、5目北海道知事道議会議員選挙費187万1,000円の追加で、187万1,000円となります。来年4月の北海道知事、北海道議会議員選挙の平成26年度分の執行経費を計上するものでございます。1節報酬2万円の追加は、選挙管理委員4人分の報酬で、3節の職員手当等42万4,000円の追加は選挙事務従事者の時間外手当でございます。7節賃金7万円の追加は、選挙事務臨時筆耕の賃金で、9節で普通旅費として1万5,000円計上するものでございます。11節需用費21万7,000円の追加であります。選挙事務用消耗品費で6万5,000円、入場券、選挙公報特集号の印刷製本費として14万円、計算機修繕料として1万2,000円を計上するものでございます。12節役務費は、

入場券等の郵便料で15万7,000円、懸垂幕の広告料5,000円の合計16万2,000円を計上するものでございます。13節委託料は、ポスター掲示場29カ所分設置委託として96万3,000円を計上するものでございます。

民生費、社会福祉費、1目社会福祉総務費1,930万円の追加で、3億2,098万2,000円となります。20節扶助費は、障害者自立支援費の障害児通所者の増により172万円、障害者自立支援医療、対象者の増により1,710万円、身体障害者補装具給付数の増により48万円、それぞれ追加するものでございます。

6目地域包括支援センター費12万8,000円の追加で、1,204万3,000円となります。7節賃金は、臨時介護員が8月に退職したことにより119万9,000円の減額で、その他は人勸と社会福祉士を1月から採用することによる人件費の精査でございます。

次のページに入ります。衛生費、保健衛生費、1目保健衛生総務費335万6,000円の追加で、9,980万3,000円となります。18節備品購入費は、昭和57年に購入した歯科診療所のパノラマエックス線医療機が故障し、修理不納となったことから更新経費として305万円を追加するもので、28節繰出金は水道事業会計に30万6,000円繰り出すものでございます。

土木費、住宅費、1目住宅管理費210万円の追加で、7,535万8,000円となります。11節需用費、修繕料210万円の追加は、緑が丘地区の用途廃止に伴う住民移動が当初予定より大幅に進んだことによるものでございます。

2目公営住宅建設費2万5,000円の減額で、5,553万3,000円となります。人勸による人件費の精査でございます。

教育費、小学校費、1目学校管理費50万円の追加で、2,268万7,000円となります。平成18年購入の印刷機が修理不納となったことから、更新費用として50万円計上するものでございます。

2目教育振興費105万8,000円の追加で、1,322万6,000円となります。平成27年度に小学校用教科書が改訂されることから、指導資料を事前に購入する経費として105万8,000円追加するものでございます。

職員費、職員費、1目職員給与費1,130万円の減額で、4億8,899万5,000円となります。人勤及び退職者異動等による人件費の精査でございませぬ。

次に、5ページ、歳入でございませぬ。2、歳入、国庫支出金、国庫負担金、1目民生費負担金965万円の追加で、1億3,893万5,000円となります。歳出増額分の国庫負担2分の1を計上するものでございませぬ。

国庫支出金、国庫補助金、1目総務費補助金128万円の追加で、668万円となります。事業費確定による追加でございませぬ。

道支出金、道負担金、1目民生費負担金482万5,000円の追加で、7,887万円となります。歳出増分の道負担4分の1を計上するものでございませぬ。

道支出金、道委託金、1目総務費委託金187万1,000円の追加で、1,118万5,000円となります。選挙費、歳出同額を計上するものでございませぬ。

繰越金、繰越金、1目繰越金567万4,000円の追加で、5,949万3,000円となります。前年度繰越金を充当し、収支の均衡を図るものでございませぬ。

以上でございませぬ。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第45号

○議長（堀内哲夫） 日程第13、議案第45号 平成26年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第45号 平成26年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し述

べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成26年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,039万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月17日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございませぬ。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第45号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、2款使用料及び手数料11万7,000円の追加で、3,198万6,000円となります。

1項使用料、同額であります。

歳入合計が11万7,000円の追加で、1億6,039万4,000円となります。

2、歳出、1款下水道費11万7,000円の追加で、3,918万8,000円となります。

1項下水道整備費11万7,000円の追加で、3,126万5,000円となります。

歳出合計が11万7,000円の追加で、1億6,039万4,000円となります。

事項別明細書、4ページ、歳出でございませぬ。

3、歳出、下水道費、下水道整備費、1目総務管理費11万7,000円の追加で、2,140万6,000円となります。人勤による人件費の精査でございませぬ。

次、歳入でございませぬ。2、歳入、使用料及び

手数料、使用料、1目下水道使用料11万7,000円の追加で、3,198万6,000円となります。下水道使用料を充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第46号

○議長（堀内哲夫） 日程第14、議案第46号 平成26年度上砂川町水道事業会計補正予算(第3号)について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第46号 平成26年度上砂川町水道事業会計補正予算(第3号)について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

（総則）

第1条 平成26年度上砂川町水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成26年度上砂川町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（収入）

科目、第1款水道事業収益、既決予定額1億5,319万3,000円、補正予定額30万6,000円、計1億5,349万9,000円。

第2項営業外収益、6,087万1,000円、30万6,000円、6,117万7,000円。

（支出）

科目、第1款水道事業費用、既決予定額1億5,319万3,000円、補正予定額30万6,000円、計1億5,349万9,000円。

第1項営業費用、1億965万9,000円、30万6,000円、1億996万5,000円。

（議会の議決を経なければ、流用することのできない経費）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を、次

のとおり改める。

科目、職員給与費、既決予定額2,716万8,000円、補正予定額30万6,000円、計2,747万4,000円。

次ページでございます。

（他会計からの補助金）

第4条 予算第8条に定めた、企業債利息償還等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額「5,911万7,000円」を「5,942万3,000円」に改める。

平成26年12月17日提出

北海道上砂川町水道事業管理者

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示により、議案第46号について内容の説明をいたします。

3ページであります。平成26年度水道事業会計予算実施補正計画書。収益的収入及び支出。収益的収入、1款水道事業収益30万6,000円の追加で、1億5,349万9,000円となります。

2項営業外収益30万6,000円の追加で、6,117万7,000円となります。

2目繰入金30万6,000円の追加で、5,942万3,000円となります。

収益的支出、1款水道事業費用30万6,000円の追加で、1億5,349万9,000円となります。

1項営業費用30万6,000円の追加で、1億996万5,000円となります。

4目総係費30万6,000円の追加で、3,085万3,000円となります。

事項別明細書、4ページ、収益的支出でございます。平成26年度水道事業会計補正予算事項別明細書。収益的収入及び支出。収益的支出、水道事業費用、営業費用、4目総係費30万6,000円の追加で、3,085万3,000円となります。人勧による人

件費の精査でございます。

収益的収入でございます。収益的収入、水道事業収益、営業外収益、2目繰入金30万6,000円の追加で、5,942万3,000円となります。一般会計繰入金を充当し、収支の均衡を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎休会について

○議長（堀内哲夫） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明日18日を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、明日18日は休会することに決定いたしました。

なお、休会中については常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしくお願いたします。

また、19日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方お願いたします。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前10時53分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 大 内 兆 春

署 名 議 員 伊 藤 充 章

平成 26 年

上砂川町議会第4回定例会会議録（第2日）

12月19日（金曜日）午前10時00分 開 議
午前11時23分 閉 会

○議事日程 第2号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第40号 上砂川町特定教育・
保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例制定
について
- 第 4 議案第41号 上砂川町家庭的保育
事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例制定について
- 第 5 議案第42号 上砂川町放課後児童
健全育成事業の設備及び運営に関す
る基準を定める条例制定について
- 第 6 議案第43号 上砂川町重度心身障
害者及びひとり親家庭等医療費の助
成に関する条例の一部を改正する条
例制定について
- 第 7 議案第44号 平成26年度上砂川
町一般会計補正予算（第4号）
- 第 8 議案第45号 平成26年度上砂川
町下水道事業特別会計補正予算（第
3号）
- 第 9 議案第46号 平成26年度上砂川
町水道事業会計補正予算（第3号）
※ 議案第40号～第46号は、質
疑・討論・採決とする。
- 第10 調査第4号 所管事務調査について
- 第11 派遣第2号 議員派遣承認について
（追加日程）
- 第12 意見書案第15号 地域の中小企業
振興策を求める意見書

○会議録署名議員

8番	大 内 兆 春
1番	伊 藤 充 章

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は9名です。

理事者側につきましては、栗原教育委員長が所用のため欠席しております。

定足数に達しておりますので、平成26年第4回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、8番、大内副議長、1番、伊藤議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎一般質問

○議長（堀内哲夫） 日程第2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 高 橋 成 和 議 員

○議長（堀内哲夫） 6番、高橋議員、ご登壇の上ご発言願います。

○6番（高橋成和） 私は、第4回定例会に当たり、通告しております2件の質問をさせていただきます。

最初に、誘致企業、町内企業への今後の支援についてですが、今年度も町内誘致企業であるマイクログラス社に新産業創造等事業として3,000万円の助成を行いました。この助成金の本来の目的と当初本町への配分されていた基金の額とこれまでの町内誘致企業への助成状況について、現状認識のためにお聞かせ願いたいと思います。

次に、新産業創造等助成金の基金が残り少なくなっていると聞いておりますが、町内誘致企業の発展をこれから目指すに当たり、企業訪問の際に要望等がどの程度あったのか。今後の雇用の拡大も含めた誘致企業への助成支援策について、どのように検討しているのかお伺いいたします。

続いて、町内の商工業者の経営基盤強化のためにこれまで中小企業の商店街近代化融資、中小企業融資、あと商工会議所が主催ではございますが、商品券発行事業等を行ってまいりました。しかしながら、一時的な効果はあるにしても、人口減少により消費購買力も落ち込み、商工会議所の会員数を見ても町内企業の大半は若い後継者もない状況で廃業する企業が多くなっております。地元消費購買力を町外へ流出させないためには、今後それぞれの町内事業者が畑違いのことも行っていく努力が必要です。創意工夫をしていかないと生き残れないと思います。現在の新産業創造等事業助成金には制限があり、町内の小規模事業者向けではないと思いますが、新しい助成制度について町としての今後取り入れていく意向があるかお伺いいたします。

続いて、通告の2件目でございますが、今後の除排雪体制について、町道の除排雪管理の基準についてお伺いいたしますが、今シーズンから始まりました門口除雪費用の助成拡大に際し、町内の

住民の方からの指摘があり、道幅は狭いものの明らかに町の管理道路に該当しそうな場所でしたが、私道とみなされ、これまで何十年も除排雪路線に認定されなかったそうです。住民の高齢化が進み、除雪困難な状況下に10年以上経過しているようで、早急に対処していただきたいという相談を受けましたが、町内のほかの地域においても同様な場所があるのかどうかお伺いいたします。

また、次の事例ですが、町内の2階建ての公営、改良住宅においては、大雪になった際、住宅前通路の雪を住民が人力で町道に雪を出さざるを得ないため、一時的に非常に危険な道路状況になることが頻繁にあります。ここ数年は、住民にも理解を得られ少なくなってきたのはいるものの、高齢化が進み町の管理道路まで雪を運ぶことが困難になった方が多くなっていて、住宅前通路の除雪を除雪業者に委託するのは可能としても、除雪の際の雪を堆積する場所がないことや、さらには排雪場所まで距離があり、費用が多大にかかり困難な場所もございます。共同住宅ですので、住民の同意を得られないため業者委託できない箇所もあり、町内の各団地においては同様なケースがあると思われ。自分が認識しているところではございますが、朝駒地区の改良住宅については住民同士で協力し、住宅前通路の除雪を業者委託して徹底されているように見受けられますが、私のいる下鶴地区につきましては住民間の除雪のトラブルも多く、町内の地区によって非常に大きな違いがあるように感じられます。これについて、住宅管理をしている町としての今後の考えを伺います。

現在町役場と上砂川建設業協会は防災協定を結んでおりますが、近年はゲリラ的に大雪になることが多く、昨年3月には道東中標津町を中心に局地的な大雪により9名のとうとい命が奪われる事故が発生しました。まさにこの除雪というのは、災害復旧の類に入るとはならないかと自分自身感じております。これらの大雪に備えるために町の管

理道路を委託されている除雪車のほかに町内企業あるいは住民と除排雪委託している除雪車が何台かございます。町の除雪委託は時間契約ですので、大変難しいかと思いますが、それらの除雪車が各エリアの除雪が終了した後、役場の無線で連絡をとり合い、有事の際にはすぐ応援に駆けつけられるような体制がとれないのかと。実際の夜間の現場を見ながら常日ごろ感じております。さらには、一番苦情の多い車両の出入り口である管理道路と住宅通路の境に盛られた雪の処理や道路に仮堆積した雪の排雪等にも即座に対応できるのではないかと思います。除雪費の当初予算、補正予算の近年の変化の状況と今後の管理道路の路線図の検証と除排雪体制の見直しについて、町としての考えをお伺いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの6番、高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。初めに、浅利企画振興課長。

○企画振興課長（浅利基行） 6番、高橋議員の1件目のご質問、誘致企業、町内企業への今後の支援についてお答えいたします。

初めに、新産業創造等事業の目的についてですが、産炭地における地域経済の自立的な発展に寄与することを目的として新たな産業の創造に資する事業等に対し助成を行うもので、北海道産炭地域振興センターにおいて新産業創造等基金、いわゆる新基金を造成し、産炭地域に所在する企業等に対して建物の取得や設備投資等に要する経費の一部を助成しているところであります。また、これまでの町内誘致企業への助成状況ですが、平成20年度から本年度の3,000万円の助成まで7社に対し9件、総額1億8,500万円を助成しており、現在の基金残高は1,500万円となっております。議員ご質問の今後の誘致企業の助成支援をどのように検討しているかにつきましては、企業誘致はもとより、既存企業の育成、支援をすることにより新たな雇用創出と地域経済の活性化にも資する

ことから、事業拡大等に対し助成を継続したいと考えております。

しかしながら、現在の新基金の残は、前段申し上げましたとおり1,500万円しかなく、またこの基金の取り崩しも平成28年度までとなっていることから、町独自の基金を造成することも検討したいと考えております。また、本年9月1日に町内誘致企業5社に対し企業訪問を行い、各社の要望等であります。数社の企業よりハローワークなどに求人を行ってはいるが、人材が集まらない状況にあるため広報への掲載をお願いしたいことや町民や小中学校での企業見学で会社のPRを行いたいの、協力してほしいなど要望がありましたので、求人情報につきましては現在会社名を載せ広報に掲載しているところであり、企業見学についても今後広報による募集を行うなど各企業のPRも含め周知方法について検討したいと考えております。

次に、町内の小規模事業者に対する新たな助成制度についてであります。従前は新基金の運用益を活用し、町内に所在する企業等が地場産業や産業集積など新産業の創出等の取り組みに対し助成する新産業振興事業助成金があり、本町においては7社に3,298万2,000円の助成をしておりましたが、現在はこの助成制度は廃止となっております。中小企業者に対しての支援制度は、企業の育成と地域経済の振興を図るため200万円を限度とする中小企業融資緊急運転資金融資制度を実施しておりますが、経済不況等により融資枠の拡大が求められたことから、平成24年度に特別枠を設け限度額を500万円に引き上げたところであります。今後は、まち・ひと・しごと創生法などの国の動向を見きわめつつ小規模事業者や町内への出店希望者に対する空き店舗の活用や新事業の創出のための有効な助成制度を商工会議所とも協議しながら検討したいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） 次、佐藤企画振興課技師長。

○企画振興課技師長（佐藤康弘） 6番、高橋議員の2件目のご質問、今後の除排雪体制についてお答えいたします。

初めに、本町の除排雪体制につきましては、冬期間における住民生活に支障が生じないように除排雪作業に当たっているところで、町有除雪車8台、委託除雪車3台の計11台の除雪車により除排雪体制を構築し、除排雪作業は通常15センチメートル以上の降雪時に午前2時から主要幹線道路及び生活関連道路等の通行を確保するために除排雪総延長は町道113路線、29.5キロメートルと団地内及び私道等道路の6.4キロメートルの合計35.9キロメートルを除排雪要領に基づき実施しているところでございます。現在の除排雪路線につきましては、平成23年度に中型除雪機を有する業者への委託を機に地域の実情を考慮し、私道を含め18路線、1.5キロメートルを新たに追加し、安全な道路環境の強化を図ったところであります。

議員のご質問の私道とみなされ、認定されなかった対象路線の早期対処と、他の地域に同様の場所があるのかについてであります。ただいまご説明申し上げましたとおり、平成23年度に中型除雪車により従前除排雪ができなかった路線を追加したことにより、ほとんどの生活路線が対象となりましたが、旧東鶉8町内の日泉寺以东の4件の住宅がある私道につきましては、道路幅が狭く、現有除雪車での除排雪は困難であり、また堆積場所もないことから除排雪路線とはしておりませんでした。

次に、除雪の際に堆積する場所がなく、町道に雪を出さざるを得ないがために一時的に非常に危険な道路状況になることにつきましては、除雪後に町道へ雪を出すことにより狭く、車の交差も困難となる危険な道路状況をつくっているものと考えられます。基本的には、道路に雪を出さないように広場や空き地、自宅、敷地内での処理を居住住民の協力のもとお願いしているところではあり

ますが、改良団地内等の雪を堆積したり雪を投げる場所がないところでこのような問題が生じているものと考えられます。

また、議員ご指摘の町内企業が所有する除雪車を活用した仮堆積場所の確保、また当町の高齢化を考慮し、一番苦情の多い除雪車が通過した後に残った雪や住宅の出入り口の境に残った雪の処理につきましても大変有効な手段であると思われませんが、連絡、連携方法等の検討事項もあることから、今後各関係者とも協議してまいりたいと考えております。

近年の除雪予算につきましては、平成23年度が当初予算2,094万4,000円、補正予算710万円の合計2,804万4,000円、平成24年度は当初予算2,134万4,000円、補正予算131万9,000円の合計2,265万3,000円、平成25年度は当初予算2,293万3,000円、補正予算405万3,000円の2,698万6,000円で、3年間の除雪予算の平均は2,589万4,000円となっており、その年の降雪量と除排雪状況に応じ必要な追加予算を補正にて対応しております。降雪量につきましては、平成23年度が10メートル39センチ、平成24年度が6メートル90センチ、平成25年度は7メートル64センチで、過去10年間の平均降雪量は8メートル67センチとなっております。

次に、除排雪体制の見直しについてですが、さきに申し上げましたとおり、現在は直営と業者委託で実施しておりますが、公住の再編などによる居住地域の変更や前段申し上げました私道の除雪、さらには堆積場所の確保も含めた除排雪路線の見直しと効率的な除排雪体制の確保が必要となっておりますことから、民間委託の拡大も見据えた抜本的な見直しを検討しなければならないと考えております。いずれにいたしましても、今後も住民要望を踏まえつつ冬期間の暮らしをより住みやすくするため、限られた予算内で効率的な除排雪に努めるとともに、現在の除排雪路線の検証や体制の見直しは急務と考え、快適な道路環境づくりと交通安全確保に努めてまいりたいと考えてお

りますので、ご理解賜りたくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。高橋議員。

○6番（高橋成和） 自分も長々と質問して、その答弁、しっかり答えていただきまして、まことにありがとうございます。まとめて3つほど、要望となるのでしょうかけれども……お伺いさせていただきます。

まず、誘致企業の今後の支援についてですけれども、京セミ社とマイクログラス社、この2社に集中して支援して雇用の拡大を図ってきました。今現在自分が聞いている限り、マイクログラス社については来年100名以上の雇用が見込まれている。今答弁聞いていても、自分よりはずっと理事者の方は考えているのだなと、そんなふうに聞きました。これから雇用の数というのを、当時一番全盛期で融資企業が31社、700名の雇用があったと聞いているのですけれども、これから何名ぐらい雇用の拡大を各企業に求めていくという、そういう目安みたいのがあれば聞かせていただきたいと思うのです。あと、この間マイクログラス社がハラダ総業の跡地の倉庫を買いましたけれども、遊んでいると言ったら失礼ですけれども、撤退した企業とか、そういうところの工場というのが結構多岐にあると思うのです。こういうところももっともっと元気な企業に買っていただいて、新しいベンチャーの企業を立ち上げるとか、そういうことをしたらいいのかなと思うのです。その辺をお伺いしたいのです。

次に、小規模事業の関係で質問させていただきましたけれども、これについても本当に前向きに検討していただいているのだなと思います。ただ、この先10年見ますと、果たしてこの商工業者が、さっき後継者がいないというお話ししましたけれども、どれほど残っているのかなと、すごく不安に感じるのです。ここにも商工業者の方がいるので、大変失礼なところもあるのですけれども、や

っぱり商工業者と住民が手を取り合って町内の小企業をもっともっと循環していく仕組みというのがこれから必要になってくると思うのです。例を挙げると、本州の離島とか僻地においては、住民が出資をして共同販売所というのを開設して、そこで消費の循環を図っているというところもあるのです。自分たち、この町はまだそこまではしていないのかもしれないですけれども、超高齢化社会というのをこれから迎えると思うのです。そんな中で、やっぱり知恵を絞っていかないといけないと思いますし、ここにもこれから理事者でOBになられる方や団塊の世代の方、そういう人方は結構知恵を持っていると思うのです。そういう方々に出資をしていただいて、新しい共同販売所、商工業者と連携して、何かそういう活性化を図ることができないかなと思うのです。この辺についての町の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

最後に除排雪体制です。これもくどくどと今質問させていただいたのです。苦言を申したつもりなのですけれども、うちの町というのは除排雪体制というのは多分空知管内で一番行き届いている町ではないかなと、そんなふう思うのです。

〔「日本一だ」と呼ぶ者あり〕

○6番（高橋成和） 申し上げましたけれども、日本一と言いましたけれども、高齢者の除排雪のサービスというのも空知管内で一番なのです。この際、日本一除排雪体制が整っている町、今申し上げましたけれども、そういうのをキャッチフレーズにばしっと出して、今いる高齢者、あるいは団塊の世代っていると思うのですけれども、移住、定住で、税収はないのかもしれないけれども、もっともっと引き込んで、そういった高齢者を中心とした町づくりというのをこれからやっていってほしいと思うのです。そんな意味も含めまして、本当に何か心苦しい質問をしてしまったのですけれども、答弁をまたお願いしたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） ただいま高橋議員から要望とも思えるような中で質問もありましたので、答弁を求めます。副町長。

○副町長（林 智明） 高橋議員の再質問にお答えいたします。

まず、1件目の町内企業、誘致企業への今後の支援についてであります。初めに企業誘致の状況であります。昭和62年の炭鉱閉山によりまして雇用の場を確保するために企業誘致活動を積極的に取り組み、最大で31社、669人の雇用を創出いたしました。景気の悪化等により撤退が相次ぎ、現在では8社、9工場、262人まで減少しております。

議員ご質問の既存企業に頑張ってもらい、今後何名ぐらい雇用するかにつきましては、既存企業の中に今後雇用増が見込める企業も数社あり、平成24年第2回町長行政報告でも申し上げましたが、球状太陽電池を製造しているスフェラー社は現在ガラス会社と共同で太陽電池をガラスに組み込み、共同検査を実施しておりますが、これが製品化されると20名程度の雇用が見込まれるところであります。また、マイクログラス社につきましては、現在102名の雇用があり、平成20年度に工場を増設し、その後雇用が20名程度ふえておりますので、高橋議員ご指摘の本年売却いたしました旧ハラダ総業跡地に工場を造成すると、さらに20名程度の雇用が見込まれると思っております。そのほかに京セミ等もありますが、既存企業を支援することが雇用の場の拡大につながりますので、今後も支援していきたいと考えております。また、工場跡地につきましても、町有地であれば町のほうであっせんしておりますが、そうでない場合は仲介に入ってあっせんするように心がけているところであります。

次に、2番目の小規模事業者向けの助成支援につきましては、議員ご質問の高齢化社会に備え、商工業者と住民が手を取り合える町づくりについ

ての町の考えにつきましては、町においては平成14年に町と会議所、商業者によるあすの商店街を考える研究会を立ち上げ、今後の商店のあり方について検討し、最終的には本町は高齢化が進んでいるので、各商店が協力して配達等を行う、いわゆるご用聞きを進めるべきとの提言をまとめ、会議所や関係団体に申し入れたところであります。高橋議員ご指摘のとおり、高齢化が進み、買い物に行くのも大変な高齢者もいると思いますので、商業者の皆さんにはこれをビジネスチャンスと捉え、積極的に宅配サービスに取り組んでいただきたいと思っておりますし、会議所に対しても申し入れていきたいと考えております。また、共同販売につきましては、町のほうでは駅舎を活用してやっってはどうかという申し入れは数度となくしております。

最後の今後の除排雪体制につきましては、本町の除排雪体制について高橋議員から大変お褒めの言葉をいただき、まことにありがとうございます。議員ご質問の日本一除雪が行き届いている町のPRにつきましては、現段階では難しいと思っておりますが、予算措置につきましては先ほど佐藤技師長も申し上げましたとおり、降雪の状況によって補正予算を計上するなどの措置を講じておりますので、今後も町民の皆さんが住みなれた上砂川町で安心して暮らせる町づくりに取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し再々質問があれば許可いたします。

○6番（高橋成和） ありません。ご丁寧な答弁ありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

◇ 伊藤充章 議員

○議長（堀内哲夫） 次、1番、伊藤議員、ご登

壇の上ご発言願います。

○1番（伊藤充章） 私は、第4回定例会に当たり、事前に通告いたしました朝駒单身住宅D棟、E棟出入口及び導線通路についての除雪体制についてご質問いたします。

朝駒单身住宅への出入口には、東側に1カ所、西側に1カ所、計2カ所となっておりますが、冬期につきましては東側出入口は完全にふさがれておりまして、西側の1カ所のみとなっております。私は、数年前よりここの除雪体制が気になっておりましたので、先日個人的にはでございますけれども、視察をいたしましたところ、敷地内の建物の配置については、ご承知のこととは思いますが、建物の北側正面が駐車場、さらにその北側が町道から建物へと至る導線通路となっております。視察時にたまたま除雪作業をしていた入居男性がおられまして、この導線通路の除雪について伺ったところ、この建物へと至る導線通路は町では除雪は行っておらず、入居している住民が行っており、人力にて除雪を行っている関係上大変狭くなってしまい、また暖気になると雪が解けてしまい、ぐずぐずとなって通行に大変な困難を伴う状態となる。また、降雪時に人力で除雪を行うには面積が広過ぎて困難であるとのことでした。そのため、現状のままでは救急車や消防車等の緊急車両が建物前まで入れない状況となることもしばしばございまして、そのような状況になりますと町道から建物前までの距離もございまして、東側出入口もふさがれている以上大変問題であると私は感じます。朝駒单身住宅は、他の地区の单身住宅と違い、特殊な立地条件でございます。住宅への出入口につきましては、規模の違いこそありますけれども、緑が丘団地公営住宅と同様の条件ではないかと思えます。そして、この緑が丘団地公営住宅の降雪時の除雪につきましては、町にて町道除雪時に導線通路の除雪を一緒に行っていると私は認識しております。また、お話を伺いました男性は、前町長のときにござい

ますけれども、町長への手紙としてこれらの状況をしたためて対応をお願いしたこともあるとおっしゃっておられました。これらの事情、そして何よりさきにも申し上げましたとおり、緊急車両が建物前まで入れなくなるという状況を鑑みますと、この朝駒单身住宅導線通路の降雪時の除雪については、町にて町道の除雪時に一緒に行うのが妥当と考えます。このことにつきまして、町のご対応をお伺いし、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの1番、伊藤議員の質問に対し、答弁を求めます。佐藤企画振興課技師長。

○企画振興課技師長（佐藤康弘） それでは、1番、伊藤議員のご質問、朝駒单身住宅除雪体制についてお答えいたします。

初めに、本町の除排雪体制につきましては、6番、高橋議員のご質問でもお答えいたしました。町有除雪車と委託除雪車により主要幹線道路及び生活関連道路35.9キロメートルの除排雪を実施しております。朝駒单身者住宅は、平成4年度に誘致企業に勤務する单身者の町内移住を促進するために2棟16戸を建設いたしました。空戸が生じていることから入居要件の緩和と住宅使用料の低減を図り、さらには単身高齢者の入居も可能としたことから、現在では常に全戸が入居している状況にあります。

議員のご質問の出入口及び導線通路についての除雪体制につきましては、建設当初より他の公住と同様に住宅前の除雪は基本的に入居者において対応をお願いしており、除排雪要領に基づく路線としての認定と除排雪作業は行っておりませんでした。しかしながら、単身高齢者の入居を可能としたことから、町において夏場の草刈りを年数回実施し、除排雪につきましても降雪の状況や積雪の状況を勘案し、導線通路の除雪作業を実施するとともに、年に数回は中央单身者住宅同様に駐車場の排雪作業も実施をしているところでござい

ます。また、出入り口につきましては、東側1カ所、西側1カ所の2カ所の出入り口がありますが、東側の出入り口は勾配が急傾斜のため冬期間は車が雪に埋もれ動けなくなるなどの状況が多発したことから、東側の通路を冬期間は閉鎖し、雪の堆積場所とし、西側のみを通行可能としております。

議員のご質問にもありますとおり、緊急車両の出入りを勘案したときに常に西側の出入り口の導線道路の除雪の確保は最低限必要と考えられますことから、朝駒単身者住宅に限らず、今後も路線の検証や見直しを行い、効率的で快適な除排雪作業に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○1番（伊藤充章） 再質問はございません。ありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

◇ 川 岸 清 彦 議 員

○議長（堀内哲夫） 次、2番、川岸議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（川岸清彦） 私は、第4回定例会において、一般質問をしたいので、下記により通告します。平成26年12月15日。上砂川町議会議長様。議会議員、2番、川岸清彦。

件名、子ども・子育て支援新制度について。

質問に先立ちまして、一言お断りを申し上げます。当上砂川町におきましては、保育施設は双葉保育園1カ所ということで、本質問に関しましても対象外となると思っておりますが、本定例会において条例が制定され、今後想定されると思われる質問の内容となっておりますが、よろしくお願いいたします。

それでは、質問に移ります。子ども・子育て支援新制度について。新制度の来年度実施に向け、

児童福祉法24条の改正により心配されていた市町村の保育実施責任の部分については従来どおりとなり、懸念は解消されたと聞くが、現時点の制度内容と上砂川町の取り組み状況から、①、直接契約制度で保育所以外の認定こども園や地域型保育事業を利用する場合は、市町村が行政指導で利用、調整、あっせん、要請を行うことになっていて、施設、事業を決めるのはあくまで申請者ということだが、保育所入所は権利であるということが守られるのか。また、認定こども園等の利用になった場合、保育料の滞納など施設の判断において保育サービスが受けられなくなる、なった場合の対応と保育実施責任はどうなるのか。②、利用者補助方式では保育所以外は市町村が交付する給付認定書により親が保育料を直接利用施設に払い、公約補助額は施設が受け取ることとなっている。この給付費に当たる部分の使用制限と保育料以外の実費及び上乗せ徴収には原則制限がない。特に給付費は保育士のサービス残業問題など、きちんと運営費として使ってもらうための発信や取り組みをしていただきたい。上乗せ徴収の現状とあわせて上砂川町の見解を伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（堀内哲夫） ただいまの2番、川岸議員の質問に対し、答弁を求めます。西村福祉課長。

○福祉課長（西村英世） 2番、川岸議員のご質問、子ども・子育て支援新制度についてお答えをいたします。

子ども・子育て支援新制度の実施に向けた改正後の児童福祉法第24条におきましても、改正前と同様に市町村は保育を必要とする児童を保育所において保育しなければならないとされております。現在本町にあります保育施設は、町営の双葉保育園の1カ所で定員90人に対しまして現在は43人が在籍をしております。施設には、定員にまだ余裕がある状況にありますので、今後の保育需要に対しましても双葉保育園におきまして対応可能であるものと考えてございます。

議員のご質問は、待機児童問題のある都市部などで、保護者が保育所入所を申請したにもかかわらず、保育所が確保されずに行政の利用調整、あつせんによりまして民間の認定こども園や地域型保育事業の利用となった場合を想定した問題のご質問であると思いますが、前段申し上げましたとおり本町では町営の保育所での保育が可能であり、また民間の保育施設がないことから、本町におきましては発生しないケースであると考えてございます。しかしながら、今後民間事業の実施が見込まれる際には、子供や保護者に不利益が生じないよう法令や条例に基づき、町として適切に指導してまいりたいと考えてございます。

次に、保育料以外に保護者が負担いたします施設が独自に設定する給食費やその他の実費負担の上乗せ徴収費でございますが、本町では保育料以外に給食費の負担がありました。子育て世代の経済的負担軽減の施策として平成23年度から無償化を行っておりますので、現在では上乗せの負担はない状況となっております。また、サービス残業問題もないところでございます。今後におきましても、さらなる経済的負担軽減策の検討や新制度のもとでの保育が適切に実施できるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。川岸議員。

○2番（川岸清彦） 答弁どうもありがとうございました。

私もこの子ども・子育て支援新制度、インターネットで調べると約100ページぐらいだあつと出てくるのです。それで、選挙とかいろいろあつたものですから、にわかで質問内容も申しわけなかつたのですけれども、あれなものですから、今後もっと一生懸命勉強して、皆さんのところにも聞きに行くと思いますけれども、ひとつよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） 要望ですね。

○2番（川岸清彦） はい。

○議長（堀内哲夫） 以上で打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

◎議案第40号 議案第41号 議案第42号
議案第43号 議案第44号 議案第45号
議案第46号

○議長（堀内哲夫） 日程第3、議案第40号から日程第9、議案第46号については既に提案理由並びに内容説明が終了いたしておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第40号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第40号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第41号 上砂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第41号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 上砂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第42号 上砂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第42号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号 上砂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第43号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたし

ます。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第43号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号 上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第44号 平成26年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第44号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号 平成26年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決

定いたしました。

日程第8、議案第45号 平成26年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第45号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号 平成26年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第9、議案第46号 平成26年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第3号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第46号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 平成26年度上砂川町下水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時59分

○議長（堀内哲夫） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

◎調査第4号

○議長（堀内哲夫） 日程第10、調査第4号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付しておりますように、議会運営委員長から会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査についての申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎派遣第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第11、派遣第2号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（堀内哲夫） ただいま議長の手元に意見書案1件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎意見書案第15号

○議長（堀内哲夫） 日程第12、意見書案第15号
地域の中小企業振興策を求める意見書について
議題といたします。

2番、川岸議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（川岸清彦） 地域の中小企業振興策を求
める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定に
より提出する。

平成26年12月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 川岸清彦

賛成議員 大内兆春 高橋成和

意見書案第15号

地域の中小企業振興策

を求める意見書（案）

本年の円相場は、1ドル＝100円前後で推移し
てきたが、8月以降急速に円安が進行し、10月1
日には一時110円台と約6年1ヵ月ぶりの水準を
記録した。

このところの過度な円安によって、多くを輸入
に頼るエネルギー、資源、食料品など幅広い分野
で価格が押し上げられ、中小企業の経営が悪化す
るなど深刻な影響が懸念されている。

生産拠点の海外移転などで為替変動の影響を吸
収できる大企業と違い、中小企業の多くの経営現
場は国内が中心である。そのような中小企業の強
固な経営基盤があるからこそ、多くの国内雇用が
守られていると言える。また、中小企業はコスト
増を販売価格に転嫁することが難しいことから、
利益を削らざるを得ず、企業努力の範ちゅうを超
えた厳しい事業環境に陥っていると考えられる。

このような過度な円安状況に対しては、政府・
日銀が協調して為替の安定に努めることが重要で
あるとともに、政府・与党が目指す地方創生を進
めるためには、地域経済と雇用を支えている中小
企業の活性化策や振興策が欠かせない。

よって政府においては、地域の中小企業を守る
以下の振興策を強力に推進するよう求める。

記

1. 中小・小規模事業者が持つ技術・アイデアを
製品化し、販路拡大まで一貫支援するため、
地域の公設試験場等と連携した研究開発、中
小企業基盤整備機構等と連携した販路開拓な
ど、切れ目の無い支援体制を構築すること。
2. 中小企業需要創生法によって、地域産業資源
を活用した事業活動を支援するため、消費者
ニーズに沿った『ふるさと名物』の開発・販
路開拓支援を通じ、都市部や海外の需要を大
きく取り込むなど、地域発のビジネスモデル
構築に向けた積極的な支援を展開すること。
3. 地域の中小企業と人材をマッチングさせる地
域人材バンクの創設など人手不足の抜本的解
消のための対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を
提出する。

平成26年12月19日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大
臣、経済産業大臣、財務大臣。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を
終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切
ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第15号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第15号 地域の中小企業振興策を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎年末挨拶

○議長（堀内哲夫） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては、全て終了いたしました。

本年最後の議会でございますので、町長、教育長よりご挨拶をいただきたいと思っております。初めに、奥山町長、ご挨拶願います。

○町長（奥山光一） それでは、ご指示により平成26年の最終議会に当たりましてご挨拶をさせていただきます。

ことしも早いもので12月定例会の閉会を迎えるところであります。改めてこの1年を振り返りますと、私ごとではありますが、想定をしなかった貝田前町長の退任表明を受けまして、4月の町長選挙において多くの町民の皆さんの温かいご支援により無投票当選をさせていただき、町政執行の重責を担わせていただくことになりました。本日、こうしてご挨拶をさせていただいておりますが、町づくりを進める上で少子高齢化問題や人口減少問題を初め多くの課題を抱える中、第18町政のスタートとなったところでございます。

5月の臨時会を初め、本日のこの12月定例会まで議長初め議員各位には課題解決に向けご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さらに、本会議並びに各委員会におきましても提案いたしました各案件につきましても真摯なご審議を賜り、全議案について原案どおり可決決定をいただきましたことに対しましても重ねてお礼を申し上げる次第であります。

さて、ことしは8月の局地的集中豪雨により広島市や礼文町で土砂災害が発生し、9月には御嶽山の噴火、また9月の12日には本町に大雨特別警報が発令されるなど、大雨、噴火、さらには長野県での大きな地震など自然災害が多く発生いたしております。改めて被害に遭われた皆様方にお見舞い申し上げますとともに、犠牲となられた方々に心からお悔やみを申し上げます。幸いにして本町においては、大きな災害には至りませんでした。日ごろの備えを万全にする大切さなど防災体制について考えさせられる1年でもありました。

さて、私どもを取り巻く環境は、安倍政権が進める成長戦略によります金融緩和や財政指数を民間投資の喚起などによるデフレ脱却のための経済対策により国内景気は株価高騰などにより回復傾向にはございますが、地方においてはその効果が実感できない状況にある中、衆議院の解散総選挙が行われ、自公連立政権が継続することとなりました。国民生活は、消費税の引き上げや円安などによる物価上昇により依然として厳しさは続いておりますが、現政権が進める経済対策、いわゆるアベノミクスのさらなる推進、雇用環境の改善、ローカルアベノミクスによる地方経済の回復に期待を寄せるものであります。

こうした状況の中にあっても、本町においては先ほど申し上げましたとおり少子高齢化、人口減少問題など行政最大の課題を抱え、自主財源の乏しい脆弱な財政基盤のもとでこれらの対応や住民生活の基盤の確保に向けた行政運営が求められているところであります。議員各位のご協力をいただきながら町政を執行してまいりましたところであり、新しい町づくり計画により子育て支援対策といたしましては医療費助成事業を高校生までの拡充のほか、小学生の学力向上事業や教育環境整備といたしまして小中学校の児童生徒の机と椅子の更新事業などに取り組んできたところであります。

また、高齢者対策につきましては、高齢者イン

フルエンザ予防接種事業費の助成拡充や在宅高齢者の除雪サービスの拡充などの事業も進めてきたところであります。

人口減少対策や少子高齢化対策につきましては、ご承知のとおり国において地方創生法、まち・ひと・しごと創生法が成立し、地域の特殊性を生かし、それぞれの地域で住みよい環境の確保と個性豊かな魅力ある地域社会の実現に向けた5カ年の総合戦略の策定が求められております。3,500人となりましたこの町を将来にわたり持続可能な町とするためにも、ただいま申し上げましたとおり総合戦略による地域活性化が重要であると考えております。議員各位並びに町民の皆様方のお知恵を拝借し、上砂川町独自の総合戦略の策定に努めていきたいと考えているところであります。人口減少対策には、何と申しましても雇用の場の創出が重要であります。新規企業の誘致はもちろんでありますが、既存企業の支援によります事業拡大による雇用創出のための支援についても引き続き進めていきたいというふうに考えているところであります。

財政問題でございますが、地方自治体財政健全化法に基づく財政4指標については、平成25年度決算において全てが破綻基準以下となったところでございます。今定例会において認定していただきました各特別会計にありましては、議員もご承知のとおり一般会計からの繰入金をもって収支の均衡を保っているもので、特別会計の仕組み上抜本的な改善策が講じられない憂慮すべき事態と考えているところであります。町税など自主財源が極めて少なく、地方交付税に大きく依存する本町では、将来にわたり一定程度の財源、積立金の確保はできましたが、この先交付税の削減が想定されます。その基金の取り崩しをもって対処せざるを得ない状況が続きますが、引き続き財政4指標に留意をし、財政運営に努めていきたいというふうに考えているところであります。今後も本町を取り巻く環境は厳しく、多くの課題を抱えての町

政執行が見込まれますが、議員の皆さん、町民の皆さん、そして職員の力をおかりいたしまして、あすの上砂川のために全町民のために全力を尽くしてまいりますので、引き続きご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

最後に、ことし1年のご支援とご協力に改めて感謝を申し上げ、本議会の閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。この1年、本当にありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） 引き続き飯山教育長、ご挨拶願います。

○教育長（飯山重信） 議長のご配慮によりまして、平成26年最終定例議会に当たりまして、教育委員会を代表して一言ご挨拶を申し上げます。

本来であれば栗原教育委員長よりご挨拶をさせていただくところではありますが、本日所用で本会議を欠席しておりますので、僭越ながら私からさせていただきます。

町理事者の皆様、議員の皆様には、本年も厳しい町財政の中で教育全般にわたり温かい、そして特段の配慮を賜りましたこと、心よりお礼を申し上げます。この1年間を顧みますと、7月に長崎県で同級生を、10月には空知管内で同居する祖母と母親を高校生が殺害する事件が発生いたしました。事件の真相については調査中ではありますが、いずれにいたしましても命を大切にする教育の必要性が再度求められたところであります。また、いじめに関しましては、10月に文部科学省が発表した2013年度全国における発生件数は前年度に比べ減少はしたものの、依然と高い水準にあり、引き続き対応が求められる中であって、当町においてはアンケート調査を行うなど未然防止に努めたところであります。

学力向上の取り組みにつきましても、全国学力テストなどの結果を踏まえ分析を行い、昨年配付した家庭学習の手引を参考にしながら宿題や放課後子供教室などの学力向上対策を行い、児童生徒の学習への取り組み姿勢と効果が少しずつですが

あらわれてきていると考えており、今後も家庭、学校、地域が一体となった取り組みを推進してまいります。

また、ことしの8月に実施した福井市鶉地区との小学生相互交流事業では、奥山町長のご配慮により中央小学校4名の児童を派遣できましたことに心より厚く感謝申し上げます。この交流により、児童たちが自分の育った町の生き立ちを学習し、郷土に対する気持ちを深め、後世に継承することを期待するものであり、来年は同地区から小学生の訪問を受け入れる予定と、中学校においては修学旅行の行き先を福井市方面とすることを予定していることから、今後もご支援を賜りますようお願い申し上げます。

終わりになりますが、来年度から教育委員会制度が見直されますが、子供たちがお互いの個性や命を尊重することを学び、ふるさとを大切にす思いやりの心を持った大人に成長してくれるよう制度見直しに左右されることなく教育行政に取り組んでいく所存でございますので、さらなるご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、ご家族おそろいでよいお年を迎えられますようご祈念申し上げ、ご挨拶といたします。

○議長（堀内哲夫） 私からも一言ご挨拶を申し上げます。

本年も定例会、そして臨時会、また各議会活動につきまして、皆様のご協力により無事終了することができましたこと、心よりお礼を申し上げます。

今年の国内情勢を振り返りますと、安倍内閣は中東情勢やアジア近隣諸国の状況を踏まえ、積極的平和主義をうたい文句に集団的自衛権行使容認のための憲法解釈の変更を閣議決定いたしました。その賛否は分かれるところではありますが、戦後70年になろうとしている中、大きな転換の年となったように感じます。

また、先月突如として消費税増税の先送りと、みずからの経済政策の是非を国民に問うとして衆

議院を解散し、師走の総選挙に打って出ました。これに対し、野党各党は大義のない解散だとしながらも、これまでの経済政策の是非に加え、集団的自衛権の要旨容認や原発政策などを争点とし、応戦いたしました。しかし、いずれの争点も議論が深まることなく、国民不在の積然としない選挙と言わざるを得ませんが、戦後最低の投票率となったことは我々国民の側も国政に対するかかわりを考えなければならないと感じるものでございます。選挙結果は、ご承知のとおり自公連立政権が参議院で否決された法案を再可決できる3分の2以上の安定多数を確保いたしました。何はともあれ、一刻も早くこの政治空白を埋めて新年度予算の成立と地方創生のための具体案を示し、地方の景気回復と活力が政策、そして国民の多くが安心して暮らせる政治を実践することを望むものであります。

一方、災害が全国各地で発生し、多くのとうとい命が奪われ、大切な財産が失われました。これら災害の多くは、しっかりと国土整備や秩序ある開発等により未然に防ぐことが可能であったのではないかと感じております。このことを肝に銘じて、災害に強い町づくりに努めていかなければならないと思うものでございます。同じく自然災害の中でも長野県北部地震ではたくさんの家屋が倒壊し、住民が下敷きになったにもかかわらず、近所の方々の素早い救出活動で一人の犠牲者もなかったことは、地域のきずなと高い防災意識のたまものだと思うところでございます。本町も来年度に初めての防災訓練を計画しております。このことを教訓にしっかりとした対応をしていかなければならないと思いを強くいたしております。

さて、町内では本年4月の町長選挙におきまして無投票で奥山新町長が誕生し、第18期町政が始動いたしました。これまでの町民の皆様との協働の町づくりを継承しながら、健全財政と民主的な町政運営を図っていただくことを心から期待しております。議会といたしましても、町民の皆様

が安心して暮らせる町、そして住み続けたいと思える町づくりの実現のため努力していく所存であります。

冒頭にも申し上げましたが、議員各位におかれましては、本年開催された各定例会、臨時会に提案されました全案件につきまして、慎重審議をいただいたことに対しまして感謝を申し上げます。また、円滑な議会運営にご協力を賜りましたことを重ねて感謝を申し上げる次第でございます。

今年も残り少なくなりました。どうか理事者の皆様、そして議員の皆様方には健康に留意され、ご家族ともどもお元気で新年を迎えられますようご祈念を申し上げまして、ご挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で平成26年第4回上砂川町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（閉会 午前11時23分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 大 内 兆 春

署 名 議 員 伊 藤 充 章